
令和2年度第3回北区子ども・子育て会議 議事要旨

[開催日時] 令和3年3月25日(木) 午後6時30分～午後8時16分

[開催場所] 北区役所第二委員会室(及びオンライン)

[次第]

1 開会

2 議事

1 審議事項

北区子どもの未来応援プラン修正版(素案)について

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

(1) 東京都北区立認定こども園検討委員会報告について

(2) 「東京都北区GIGAスクール構想」の基本的な考え方」の策定について

(3) 知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について

(4) 35人学級への対応について

(5) 私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について

(6) ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について

(7) 病児・病後児保育の拡充について

3 閉会

[出席者]

○北区役所第二委員会室

岩崎美智子	会長	石黒万里子	副会長	鈴木 将雄	委員
奥村 宏	委員	香宗我部まゆみ	委員	坂内八重子	委員
西澤 尚子	委員	小林宏一郎	委員		

○オンライン

伊藤 秀樹	委員	小田川華子	委員	我妻 澄江	委員
川染 誉	委員	鹿田 昌宏	委員	田中 義正	委員
森 健太郎	委員	新保 友恵	委員	堀ノ内紀子	委員

[配布資料]

資料 1	北区子どもの未来応援プラン～東京都北区子どもの貧困に関する計画～令和3年度修正版（素案）
資料 1-2	北区子どもの未来応援プラン 今後のスケジュール見込み
資料 2-1	東京都北区立認定こども園検討委員会報告について
資料 2-1 別紙	令和2年度東京都北区立認定こども園検討委員会報告書
資料 2-2	「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方」の策定について
資料 2-2 別紙	「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方
資料 2-3	知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について
資料 2-3 別紙	令和2年度東京都北区立小・中学校知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書
資料 2-4	35人学級への対応について
資料 2-5	私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について
資料 2-6	ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について
資料 2-7	病児・病後児保育の拡充について
参考資料	令和3年度予算案の概要（教育・子ども分野抜粋）

【事務局】

定刻になりました。

会議の開催に先立ちまして、事務局から諸連絡をさせていただきます。

ご自宅等からオンライン参加の皆様、音ははっきりと聞こえていますでしょうか。聞こえている方は、手を挙げてください。

ありがとうございます。区役所の第二委員会室の委員の皆様、ご発言の際ですが、マイクはミュートのままで結構です。手元のマイクの音を拾って皆様に届けられるようにしていますので、特に画面を操作していただく必要はありません。

手元のマイクですが、複数同時にオンになっている状態ですと、ハウリングを起こしてしまうことがありますので、ご発言以外の際はオフにしてください。

議事の中でご発言いただく際、オンライン参加の方と現地の方共通ですが、岩崎会長から見えやすいように、画面越しでも目立つように手を挙げてください。

カメラは常にオンにしてください。通信環境によって、通信が途切れることもあるようですが、その際はカメラを一度オフにしてくださいと、つながることがありますのでお試しください。

以上です。それでは岩崎会長、よろしく願いいたします。

【会長】

皆様、こんばんは。令和2年度第3回、通算第32回北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。前回の子ども・子育て会議は、昨年末にコロナの感染状況が悪化していた状況から、急遽、書面開催といたしました。そうした中、委員の皆様からたくさんのご意見をいただきまして、そちらにつきましては、事務局にまとめていただいた資料を先日皆様にお配りしたところです。

3月22日の月曜日に緊急事態宣言が解除されましたが、コロナ感染再拡大、いわゆるリバウンドへの警戒を続け、引き続き十分に注意していく必要があるかと思えます。

今回の子ども・子育て会議では、オンライン会議ということで準備をしていただきました。初めての試みですので、オンライン会議の改善点やご意見等、お気づきの点がありましたら、事務局までお伝えいただければと思います。

事務局から本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは、まず出欠状況の確認です。

本日、欠席のご連絡をいただきましたのは、私立保育園理事長園長会の佐田義輝委員、私立幼稚園協会の田邊茂委員、連合東京北地域協議会から林賢太郎委員、小学校PTA連合会の森健太郎委員、北区立小学校長会の傳田学委員、北児童相談所の所長の横森幸子委員、以上6名から欠席のご連絡をいただいています。16名の出席ということで、過半数のご出席により定足数を満たしていることを報告いたします。

(補記：森健太郎委員の欠席報告は誤り。欠席5名、出席17名で後ほど訂正)

続きまして、資料の確認をします。

まず、当日席上に配付をした資料を確認いたします。オンラインで参加の皆様には、事前にメールでお送りしております。

本日の次第、席次表、委員、事務局のそれぞれの名簿、資料の1-2として、北区子どもの未来応援プランの今後のスケジュールの見込みを当日席上、または事前のメールでお配りしたところです。

ここまでよろしいでしょうか。

【会長】

はい。

【事務局】

事前に送付した資料としましては、資料1、北区子どもの未来応援プラン～令和3年度修正版の（素案）。

資料2-1、東京都北区立認定こども園検討委員会報告について。

資料2-1の別紙、令和2年度東京都北区立認定こども園検討委員会報告書。

資料2-2、「東京都北区GIGAスクール構想」の基本的な考え方」の策定について。

資料2-2の別紙、「東京都北区GIGAスクール構想」の基本的な考え方。ホッチキス止めのものであります。

資料2-3、知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について。

資料2-3の別紙、令和2年度東京都北区立小・中学校知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書。

資料2-4からはA4 1枚になります、資料2-4、35人学級への対応について。

資料2-5、私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について。

資料2-6、ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について。

資料2-7、病児・病後児保育の拡充について。

最後に、参考資料としまして、令和3年度予算案の概要（教育・子ども分野抜粋）ということで、カラー刷りのホッチキス止めのものでございます。

皆様、お手元にございますか。

それから、本日ご持参いただくようお願いをしていた、北区子どもの未来応援プランの冊子ですが、もしお手元にない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。出欠状況と資料の確認は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

議題に先立ちまして、前回の子ども・子育て会議の書面による意見の回答について、もし追加質問などがありましたら、お伺いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

議事の2番に行きたいと思います。

議題 1、北区子どもの未来応援プラン修正版（素案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

皆様のお手元にごさいます資料 1、北区子どもの未来応援プラン令和 3 年度修正版の（素案）、それから、併せて北区の未来応援プランの冊子をお手元にご用意いただけますでしょうか。追加でお配りしました資料 1 - 2 の横刷りのカラーのスケジュールも併せてお手元にご用意ください。

今回、北区子どもの未来応援プラン修正版ということで、素案をお示ししています。冊子の北区子どもの未来応援プランにごさいます全 129 事業のうち、新たに追加する新規の事業や、既に記載の事業が拡充される場合、また、策定時には載せていなかったけれども、新たに追記すべき事業などを、ここにお示ししています。

全 129 事業ごさいますが、新規の 9 事業、拡充事業の 18 事業、追加の 3 事業をここに記載しています。

事前に資料をお配りしてお目通しいただいているかと思いますが、簡単に見方の説明をします。

計画の冊子の 72 ページと資料 1 を併せてご覧ください。

資料の 72 ページの一番左上ですが、施策 1、乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援、さらに 1 番、乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援、と計画の冊子に記載がごさいます。

今回、照らしていただきますのが、資料 1 の上の、施策 1 のさらに 1 番、乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援というところですが、冊子のほうでは、1 の中では 3、保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減とあるものが、今回、拡充策が充実した中で、3-1 から 3-3 まで分割し充実させた内容を、このように記載いたしました。

資料 1 では、最初の 3 番のところを 3-1 1 と記載しておりますが、3-1 の間違いですので、訂正いただければと思います。

資料 1 の事業名の横には、それぞれ拡充、新規、追加といった文言を記載し、事業名の下には、いつそれが拡充等したのか、時期を示しています。

もう 1 か所、併せてご確認いただきますのが、冊子の 78 ページと資料 1 の 2 ページ目をご覧ください。

冊子の 78 ページの左上、施策 3-1、No.1、こちらに 1 とさらに小分けにした 1-1 という記載がありますが、修正版では 1-1 から 1-2 と分けて記載をしています。これは冊子がまだ計画策定時のものですので、1-1 の生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業のみであったものを、修正版では 1-1 を小学生の学習支援事業、1-2 を中学生の学習支援事業と、より具体的になったものを追加で記載しています。

さらにもう 1 か所、冊子の 79 ページの真ん中、3 番、子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組む NPO やボランティア団体等への支援のところですが、資料 1 の 3 ページ目のように、まだ計画策定段階では具体的ではなかったものが、修正版として具体的に小学生の学習支援事業や、子どもの居場所づくりと子ども食堂といったように、より具体的な内容になって、さらに拡充したものも併せて掲載をしています。

このような形で修正版を今回（素案）として提出いたしました。

また、スケジュールについてですが、本日配付の資料1-2をご覧くださいませでしょうか。

前々回、8月の子ども・子育て会議で、大まかなスケジュールの見込みをお示ししていましたが、少し具体的になったものがございましたので、併せてご案内させていただければと思います。

一番上、黄色の線、未来応援プラン、こちらが当初、令和3年度末までの計画としてありますが、今回、未来応援プランを修正版ということで2年延長し、子ども・子育て支援計画と統合した形で、(仮称)北区子ども・子育て総合計画を、前回は令和5年とお示していましたが、令和6年の頭に策定する予定です。これは前々回もお話ししたのですが、北区の次期基本構想を令和5年度の上半期を目途として策定をする予定です。

また、それに併せて北区の基本計画も令和5年度末に策定して、6年度にスタートする方向で今後計画を策定していく予定ですので、これに合わせたスケジュールで、(仮称)北区子ども・子育て総合計画を準備して策定していくスケジュールを、今回お示したところです。

議題の1につきまして説明は以上です。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

今の資料の3ページ、3番「子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援」について、疑問があるのでお尋ねさせていただきます。

「子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業」については、このとおりですが、私は地域で子ども食堂と学習支援教室を運営しており、タイトルが「子どもの学習支援と子ども食堂などの居場所づくり」をやっている「NPOやボランティア団体等への支援」ということで、団体が支援されるということになっています。子ども食堂についてはこのとおり支援していただいておりますが、「小学生向けの学級支援教室」については、区の事業が社会福祉協議会に委託され、地域のボランティアの市民がそれに協力しているという形で協働運営しています。ここに登録する子どもたちを選ぶというところについては、私たちは全く関与していません。「団体での支援」ではなく、これは区民のこの事業に対する協力だと思いますので、再掲されている3-3の1-1については、この項目には適さないと思いますがいかがでしょうか。

【会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

委員からご指摘いただいたとおり、当事業は、NPO等の地域の団体の方にご協力いただき、活動させていただいています。

記載につきましては、区の事業の所管課として、このように記載されているものと思っておりますが、この表記がふさわしいかも含め、お時間をいただければと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

ご質問、ご意見等がありましたら、手を挙げていただけるとありがたいです。
お願いします。

【委員】

質問が3点ございます。

1点目が、資料1の1ページ目の3-3、私立幼稚園等入園祝金交付事業とありますが、私立幼稚園に加えて、区が指定する幼稚園類似の幼児施設ということですが、この類似の幼児施設というのはどういったものを指しているか、教えていただければと思います。

2点目が、資料1の4ページ、2のスクールソーシャルワーカーの活用ということで、スクールソーシャルワーカーは学校でもかなり活躍されていると思うのですが、北区の正確な小中学校数は把握していないのですが、3名から5名の拡充でもまだまだ足りないのではないかと思います。こちらは5名で足りるのか、それとも拡充の予定があるのか教えてください。

3点目が、資料1の5ページ、施策6、保護者への就労、生活支援の4の母子家庭及び父子家庭の給付金ですが、2行目の平成30年度から、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き養成機関で修業する場合には、支給期間を延長します。この事業はどういった趣旨で行われている制度なのかと、どれぐらい利活用されているのかを教えてください。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

まず1点目のご質問についてお答えします。

私立幼稚園等入園祝金交付事業の中で、幼稚園類似施設はどんなものがあるかというご

質問ですが、非常に説明が難しいところですが、北区にはない例外的な施設を指します。北区にあるもので説明しますと、例えば私立幼稚園の中で認定こども園というのを北区で実施しているので、その認定こども園が対象となります。

以上です。

【事務局】

スクールソーシャルワーカーのご質問をいただきました。スクールソーシャルワーカーの活用につきましては、平成30年度には3名体制だったのが、令和元年度に1名増員して4名、令和2年度には5名体制と拡充をしています。

令和3年度にもう1名増やして6名体制とすることを所管課としては考えていましたが、今般のコロナでの財政状況によりまして、繰延べになったところです。

中学校区ごとの学校サブファミリーが12ありますので、6名に増員して、スクールソーシャルワーカー1名につき2サブファミリー担当するところを、まずは念頭に置いていますので、状況に応じて今後区長部局と相談したいと思っています。

現状は5名体制でしっかりと対応できるように、現行の人数の中で効果的、効率的な支援ができるように、人材育成も含めて、所管課としてできることをやっていきたいと思っています。

以上です。

【事務局】

ご質問の母子家庭、父子家庭の高等職業訓練の促進給付金につきましては、母子家庭、父子家庭の自立の助長を促すために、国から補助金が出ていて、全国の他の自治体で同様の支援がありますが、行政機関等に申請して、資格を取得することで就業につながるだろうというもので、この養成期間は毎月決まった額を学費について援助する制度です。

支給状況は、一定の支給要件等がございまして、また、養成期間の間の生活面の支援も行う制度のため、少し要件が複雑なところもあり、1年間10件程度というところです。今後、PRにも努めていきたいと思っています。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

2点あります。1つ目は資料1の4ページの一番下の相談しやすい環境の整備のところ、所管課に斜線が引かれていますが、なぜでしょうか。どこも所管していないのは不思議だなと思ひまして、教えていただきたいと思ひます。

2点目は、コロナの拡大で経済的に苦しくなる家庭が非常に増えているところで、この状況の変化をどのように踏まえて計画に反映しようと考えているのか、どのように分析をしているのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】

まず、1点目のご質問ですが、4ページ目について、ページの切れ目が悪く、4ページ目と5ページ目の一番上がつながっていますので、子ども未来課の担当です。わかりづらく、大変失礼いたしました。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

後のほうのご質問の今のコロナの現状を、どう捉えて、どう施策を展開しているかというところですが、昨年4月の緊急事態宣言、そして年明け1月の緊急事態宣言の間に、特に端的に影響が厳しいところに、国や都の財政と連動して、臨時の給付金を出したり、貸付金を手当したり、あるいは、一律の10万円をなるべく早く支給するという事務を提供する一方で、1回目の緊急事態宣言が解除された後、社会経済活動を維持するために、学校、保育園、それから学童クラブといった、働くご家庭を支援する、あるいは、子どもたちをそういった施設の中で安全に遊ばせたり、学ばせたりするという環境の確保に、様々な手だてを1個1個打ってきたという現状です。

最近の動きであると、今度はまた別のフェーズに入ってきて、コロナの状況が長引いてきて、影響の範囲が少し広がっているのではないかという分析の下で、今まではひとり親家庭に対して影響が大きいということで打ってきた支援策を、子育て家庭全体に対して、どういう視点で支えていくかということで、国や都、区も、令和3年度に向けては様々な検討を進めている最中です。

具体的には、例えば、北区では、特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれて、10万円の給付金を受け取れなかった新生児に対しても10万円を給付しました。また東京都では、令和3年の1月以降に、所得制限なしで全てのご家庭で新生児が生まれたところに、10万円のカタログギフトを届ける事業を実施します。国は、ひとり親だけでなく、二人親で非課税の比較的経済的に苦しいご家庭に対しても臨時給付金を支給するという動きがあります。お金のことばかりの紹介になってしまいましたが、その一方で、施設の維持や相談窓口の充実ということで、ほぼ全ての相談窓口でオンライン相談ができるような機能を順次広げている状況です。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【事務局】

最後、補足でご案内します。

子どもの未来応援プラン修正版ですが、この後、頂きましたご意見等を踏まえ、精査をし、子ども未来応援プランの修正版の案ということで作成します。それから、次回の子ども・子育て会議や、教育委員会、議会などにも報告をさせていただきながら、完成版を作っていきたいと考えています。

以上です。

【会長】

それでは続きまして、議題2、子ども・子育て施策に係る報告事項に参ります。

まずは、(1)について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

東京都北区立認定こども園検討委員会の報告について報告します。資料2-1、A4 1枚の資料をご覧ください。

まず要旨のところです。

区立認定こども園の新たな設置に向けて、今年度検討委員会を立ち上げ、今後の方向性について検討を行いますので、その内容についてご報告いたします。

2の経過です。

4月から検討委員会を始め、12月まで5回の検討委員会を行いました。

3の内容です。

まず要点から申し上げます。

(1)の類型ですが、今後新設するこども園については、「幼稚園型認定こども園」とします。さくらだこども園についても、将来的には「幼稚園型」へ移行します。

(2)の①歳児構成です。

1号認定子ども、2号認定子ども、4、5歳として、さくらだこども園についても将来的には4歳児からの受入れとします。

(2)の②定員です。

定員数は、区立幼稚園2園分の合計定員の3分の2、1号認定こども園については、区立幼稚園2園分の2分の1を目安とし、保育ニーズや施設規模を勘案して設定するものとします。

裏面へお願いします。

(3)設置場所です。

滝野川地区については引き続き検討することとし、赤羽地区での開設を先行して、うめのき幼稚園の場所での設置を基本として、今後、詳細な検討を進めることとします。

別紙の報告書を1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

これまでの経緯です。

平成18年の幼稚園審議会、平成26年の子ども・子育て会議での答申を受け、「北区基本計画2015」において、「区立幼稚園は区立認定こども園に移行する」という計画を立て、平成29年に「さくらだこども園」を開設しました。

開設した当時、3歳児も含めた保育園の待機児童解消が課題となっていたことから、いわゆる、幼稚園枠と保育園枠のバランスのよい「幼保連携型」のこども園としたところです。

さくらだこども園開設から4年がたち、ほぼ定員いっぱいの利用者がいまして、一定程度の高い評価を得ていたと考えています。

昨年3月に策定しました新たな「基本計画2020」において、区立幼稚園を再編し、認定こども園を全体で3園、既に1園ありますので、令和11年度までに、残り2園を設置するという計画をしたところです。

ただし、幼保連携型の認定こども園については、「保育教諭」の職にある者での配置が必須となっていますが、特別区において当面の間、幼稚園教諭または保育士が「保育教諭」を兼職することとしており、この兼職の取扱いについては時限的なものであるため、人事制度への対応も含め、こども園のあり方を検討する必要があるとしており、今回、検討委員会を設置して検討を行ってきたところです。

3ページへお願いします。

現状と課題となります。

まず、待機児童数です。次の4ページの表も併せてご覧いただければと思いますが、さくらだこども園ができた時点により、待機児童については解消が図られており、3歳児については令和2年度、区全体で5人になっています。

設置場所については、地域バランスを考慮して配置することを基本に、さくらだこども園と同様、区立幼稚園からこども園に移行するものとして、場所の検討を行うこととしました。

5ページへお願いいたします。

幼稚園とこども園の在籍状況です。

5ページ下段の表1は、平成29年度からの園児募集状況になります。さくらだこども園以外の園では、定員の半分の応募となっているところが多くなっています。

6ページの表2です。

令和2年度の在園児数になります。一番右側が過去4年間の平均在籍率をお示ししています。さくらだこども園以外の幼稚園では、50%から70%の在籍率となっています。

また、下段の表3は園児数の推移ですが、全体では毎年減少しています。

こうした状況の中、さくらだこども園ではほぼ定員に近い在籍率になっており、保護者の方から一定の評判を得ていると考えています。

次に、6ページの下から7ページにかけまして、職員配置と認定のところですが、先ほど経過のところでも申し上げたとおり、幼保連携型のこども園には、「保育教諭」を置く必要があるため、また、園児数の減少により、これまで培ってきた区立幼稚園の幼児教育の継承が危ぶまれる状況を踏まえまして、さくらだこども園を含め、今後のこども園の類型を検討する必要があります。

1枚おめくりください。

今後の方向性についてです。

まず、さくらだこども園、4年間の運営の中で、8ページから9ページにかけて（ア）から（エ）までのところ、お示しのようなメリットを確認できました。

しかしながら、先ほどの表でもありましたとおり、保育所の待機児童は減少してきており、近い将来の年少人口の減少も考慮すると、今後は幼保連携型である必要性は大きくないこと、また、先ほど職員配置で述べたような課題を抱えていることから、幼保連携型の認定こども園を選択するのは難しいと考えています。

一方、さくらだこども園の高い在籍率からすると、学校教育と保育を一体で提供する認定こども園のニーズが高いということもあり、就労していない保護者の選択の幅が広がったと思います。

このような分析から、今後のこども園については幼稚園型とし、幼児教育のバトンを受け継いで発展させることが望ましいという結論に至りました。

また、さくらだこども園についても、今後の保育ニーズを勘案しながら、幼稚園型への移行を検討します。

1枚おめくりください。

歳児構成と定員です。

さくらだこども園については、1号認定こどもと2号認定こどものバランスを考慮して幼保連携型としましたが、新たに設置するこども園を幼稚園型とすることから、区立幼稚園が現在2年保育としていることを踏まえるとともに、私立幼稚園の園児受入れが将来的な少子化による利用減少などを考慮し、歳児構成と定員を検討しました。

その結果、今後設置するこども園については、4歳と5歳を対象として、定員数は区立幼稚園の2園分の3分の2、そのうち1号認定こどもについては各歳児合計の概ね2分の1が望ましいということになりました。

11ページ下段の表が歳児と定員のイメージになりますが、将来的には今後のニーズや施設規模を検討する中で整理していきたいと考えています。

1枚おめくりください。

設置場所についてです。

当初は滝野川地区を先行して検討することとし、候補地としては旧滝野川第六小学校とたきさん幼稚園がありました。しかしながら、旧滝六小周辺地域、現在は保育所の待機児童が少なく、また今後も保育ニーズの急激な拡大が見込めないこと、近隣の私立幼稚園で多くの園児を受け入れていること、さらに、建設コストが大きくなるという懸念が出てまいりました。

また、たきさん幼稚園の場所は、以前の検討で敷地に余裕がなく、調整には時間がかかることが課題となっていました。その状況は今も変わっていません。

以上から、滝野川地区については早期に認定こども園を設置することは難しいと思われ、引き続き検討することとし、赤羽地区を先行して検討することにしました。

赤羽地区では二つの幼稚園があり、そのうち、ふくろ幼稚園については、敷地をURからお借りしているものであるため、こども園化するには調理室を増築しなければならないという課題があり、現在の園舎を活用してのこども園化、こども園の開設は難しい状況で

す。

一方、うめのき幼稚園については、調理室等を増築するための敷地に余裕があり、また小学校と同じ敷地であることから、学校ファミリー構想の充実も期待できることです。

あわせて、王子地区になりますが、じゅうじょうなかはら幼稚園も検討しましたが、こちらも増築が困難な場所として、こども園の設置としては適当ではないことが分かりました。

以上のことから、新たなこども園については、うめのき幼稚園の場所を基本とし、さらに詳細な検討を進める必要があるという結論になりました。

最後、16ページは検討結果のまとめとして、先ほど要件で述べた内容を記載させていただいています。

資料2-1にお戻りください。

裏面の今後の予定というところですが、新年度になりましたら、実務担当者による検討を開始したいと考えています。

長くなりましたが、私からの報告は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いします。

【委員】

今いただいたのは報告ですので、この場で何かを覆すとか、議論する場でないというのは十分承知をした上で伺います。

最初から3歳児ということは議論の基にならなかったのでしょうか。

というのも、私立は3年、3歳、4歳、5歳です。そこをあえて4歳、5歳にした、その理由は何でしょうか。たくさんあった区立幼稚園がどんどん減少し、今は5園ほどになったのでしょうか。その原因は何だとお考えですか。3歳児は受け入れないから、やむを得ず私立に流れる傾向があったのではないのかと個人的には思っています。

8ページと9ページのさくらだこども園の認定の関係で、大変高い評価をいただいています。私もさくらだこども園のときに委員の一人として関わりましたが、目黒区の学校の中にある幼稚園のケース、これは給食室ができないので駄目ということで、取り入れられませんでした。

北区の場合は、台東区の施設が幼稚園と保育園が隣同士で敷地がつながっているケースを採用したと、大ざっぱに理解をしています。

さくらだこども園もいずれ、これからできる幼稚園型に直すということですが、今、さくらだこども園のやり方が大変よかったと評価をされており、今後の礎になるということですので、少なくとも急いでやる必要はないと考えています。現行、非常に好成績をあげているわけですから、そこは地元の一員としてぜひお願いしたい。

デメリットが10ページに書いてあります。私立幼稚園が相当数の園児を受け入れてい

ることは理由ではないのではないのでしょうか。要するに、私立幼稚園は3歳児があつて、区立幼稚園は3歳児がないことで、私立幼稚園に人が集まり、区立は衰退の一途をたどって結果的に少なくなっていく、それが今の形を変えようとしているということだと思います。

この場で、決まったことを変えてくれということでは全くありませんが、今お話ししたようなことで、なぜ3歳児を検討の対象から外してあつたのか、どういう経緯があるのかを、お答えできる範囲で教えていただきたいと思います。

【事務局】

今回、こども園を検討するに当たって、今はさくらだこども園が3歳児を受け入れていますので、当然、その形がいいかどうかということも検討の中にありました。

また、ここに挙げたとおり、新制度の課題等もあり、幼稚園型で新しいこども園については、幼稚園型で行くほうが良いという結論があります。以上から、これまで幼稚園審議会等でも3歳児のことというのは議論されてきたと思っています。

区立幼稚園がそもそも始まった経緯は、私立幼稚園の補完ということで、3歳児を受け入れず、4歳児、5歳児でやることということで始まりました。その後も幼稚園審議会等で3歳児につきまして議論はされたと思いますが、そのまま4歳児、5歳児の枠で続けられてきたというところがあると思います。

そういった課題の中で、今回、新しいこども園を作るに当たって、幼稚園型で行くというところがあり、4歳、5歳でその区立幼稚園の流れを作るということで4歳、5歳にいたしました。

【委員】

今、課長が図らずもおっしゃった最初の経緯があつて、その後の審議会もそれを継承しているということです。それが一番大きな要因だと思います。そこは明確に答えられますか。他の理由ではなく、それが一番の大きな理由だと。

ここで変えろということは言っていないので、教えていただくということで結構です。

【事務局】

今、ご質問いただいた、3歳児、幼稚園部分の検討はなかったかということで、課長から審議会での議論があつたというのは、委員もご承知のとおりですし、これまでの会議でも何度となく議論がされた部分だと認識しています。

もう一度、初めから申し上げます。

幼稚園審議会での議論につきましては、これまでの子ども・子育て会議でも議論があつた部分ですし、今、課長から説明があつたとおりです。

今回、区で、認定こども園を検討するに当たって、3歳児についてどうするかという議論は当然しています。その中で、一つは今の意見、今のお話です。

もう一つは、先ほども説明がありましたが、この近隣地域、もともと滝野川地区での実施を考えてきたということから始まっていますが、この辺りでの待機児童がどうなのかを見たときに、明らかに待機児童数も少なくなっている。全体でも先ほど申し上げたように、

区全体で5名しかいないという状況も踏まえて考えたときに、まして、今後、区の将来人口推計でも、幼児は向こう5年ぐらいまでなら十分伸びるだろうという推計をしていますが、その先どうなっていくかと考えていくと、人口が減っていくのは間違いないということ考えたときに、3歳児の受入れがどうなっていくのかというのがあります。

子ども全体が減っていく一方で、北区はこれまでの保育園をかなり整備してきている状況です。これは私立保育園も含めてですが、以上の状況を考えると、あえて認定こども園でそこまで受け入れる必要があるのかという議論ありました。したがって、総合的に考えてこのような判断をさせていただいたと、ご理解いただきたいと思います。

【委員】

分かりました。最後になりますが、さくらだこども園は今非常にいい状況で進んでいますので、改編等は1日も遅くしていただきたいと思います、あくまで地元の一人として、そう思っています。いい園だと思っています。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。

ほかの委員からご質問、ご意見等ありましたら、どうぞお願いいたします。

【委員】

これまでの検討委員会でも様々な課題がある中で、本当に考えられた検討だと思っています。ありがとうございました。

1点、考え方だけ教えていただきたいのですが、幾つも私立幼稚園がある中で、区立があって、先ほど課長から、区立の役割は私立の補完をすることだということで、こども園化するにしても、その考えは継承されると思いますが、私立だけではできない部分というのは、具体的にどういったところを補完しなければいけないのでしょうか。

私の考えとしては、私立だけで収まるのであれば、区立をわざわざ区の税金でやる必要はないと思っています。一方で、区立でなければできない部分というのはあるのかなと思っています、それはどういった部分なのでしょうか。

【事務局】

これまで区立が補完していたところは、人数の問題があったと思います。先ほどの委員もおっしゃったように、子どもの数が減ってくる中で、園が減ってきている状況があります。

その中で、区立の存在意義は、一つは教育、研修等を進める中で、その内容を開く、保育園との連携等を広げていくところがあると思っています。

特別支援が必要なお子さんが増えているところもありますので、その受入れも一つ特徴だと思っています。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今度は続けて（２）と（３）まで、事務局からお願いします。

【事務局】

G I G Aスクール構想関係の報告をします。

お手元A4の1枚物の資料をご用意いただきたいと思います。

G I G Aスクール構想ですが、ご案内のとおり、この4月から1人1台端末ということで、区立小・中学校の児童・生徒に貸出しをするということです。

こうした取組については、基本的な考え方、総括的なものを策定するべきであろうということを考え、今般、中央教育審議会の答申などを踏まえまして、基本的な考え方を策定することとしたものです。

2の現況ですが、お示しのような形で、学校の教員、代表者も含めまして、検討されて進めてきたものです。

以降は、ホチキス止めの3～4枚の資料がございます。そちらで説明をします。

1枚おめくりいただきまして、一番初めに国における背景、計画を記載しています。

2ページです。

この北区教育ビジョンは、令和2年の年度末に策定したものです。こちらの今回のG I G Aスクールに関連する部分を抜き出してお示しをしたものです。

3ページです。

3ページにつきましては、今回作成するに当たり、教職員・保護者アンケートを実施しています。ホームページに掲載をしています。後ほどご高覧ください。

4ページです。こちらが肝になる部分で、基本的な考え方をお示ししています。

上段に四角の図がございます。これは何かと申しますと、国がイメージをするG I G Aスクール構想がもたらす学校教育現場の変化をお示ししています。

個別最適な学び、あるいは、協働的な学び、具体的な提示をここでお示ししているものです。

中段よりやや下になりますが、次世代人材に求められる資質・能力の育成というところ

です。こちらの上から4～5行目になりますが、中教審の答申におきましては、我が国の学校教育には、鍵括弧の一つ目、「新学習指導要領の着実な実施」の重要性、あるいは、二つ目として、「ICTの活用」が不可欠ということを記載しています。

その上で、中教審答申、これらの日本型学校教育というふうに言っていますが、その目指すべき姿として、“個別最適な学び”、あるいは、“協働的な学び”の実現を掲げているということで、1人1台端末の環境は、これからの社会に向けて情報活用能力、あるいは、問題発見、解決能力等の育成に向けて、個別最適な学び、あるいは、協働的な学びについて、大きな役割を果たし得るというのが1人1台端末の環境だということです。

こうした考え方を踏まえ、区といたしましては、これまでの対面指導による教育実践に、

I C T、情報通信技術ですが、これを最適に組み合わせて進めることを中教審答申ではハイブリッド化と表現しています。このハイブリッド化によって、さらなる教育の質の向上を目指していきたいという考え方を、こちらに示しているものです。

5 ページに基本方針という形でお示しをさせていただいていますが、この基本方針実現のための運用方針の策定や、各教科別、学年別の利用方針、利用例等、具体的なものについては、令和3年度に入りまして、G I G Aスクール構想を進めながら、走り出しながら具体的なものを年度中に取りまとめていきたいと考えているところです。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

3 ページ、保護者のアンケートの結果が書いてありますが、保護者は、「児童・生徒間のトラブルの発生のおそれ」があることを課題と考えていると分かりました」とあります。「教育委員会では、これらを解決する際に必要な対応を検討・実施してまいります」と書いてありますが、具体的な対策はどのようなものか、教えていただきたいです。

【事務局】

教育委員会は、こうした課題について、どのように対応していくか、進めていくかというところですが、教育委員会といたしましては、子どもたちの情報モラル教育ということを進めてきたところです。これは道徳の教科の中でも進めてまいりました。

あるいは、S N S等の使い方を含めまして、警察や、L I N Eの事業者を呼び、事例や対応を学ぶセーフティー教室等、指導などにも取り組んできたところです。

こういった情報モラル教育のほかに、今度、活用する能力、これをリテラシー教育と呼んでいますが、これにも取り組んでいく必要があるということです。

各学校とともに、各学校は自校の情報教育全体の計画の見直しを図りながら、教育委員会ともども、モラル、リテラシー、活用の能力ですが、一層の向上に努めてまいりたいと考えているところです。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【委員】

私の娘が小学生なのですが、来年から Chromebook が支給されると伺っています。それ

に先立って、今年度の最初の頃に、自宅に子どもが使えるタブレットがない場合、貸出しをしていただけたということで、タブレットを借りていたことがありました。

その際に感じたことがあり、伺いたいこともあったのですが、最初にそのタブレットを借りた際に、ゲームなどはしてはいけない、ドリル等をする以外に、他の用途には使ってはいけない。履歴が見られているから気をつけるようにと注意をされて渡されました。

最初、ドリル等は娘もちょっとやっていたのですが、やはりそれだけだと面白くなく、結局使わなくなり、結局子ども向けに iPad を買い与えたという経緯があります。

同い年に私の姪がいて、娘のいところに当たりますが、品川区に住んでいる小学生ですが、品川区ではもう今年度から iPad にキーボードがついたものを支給されていて、その姪の学校ではゲームのダウンロード、ゲームといっても日本地図のゲームや、英語のゲーム等、面白そうなゲームを先生が指導して、ダウンロードした状態で家に持って帰っています。

娘が姪と会ったときに、このゲームが面白いとあって、日本地図のゲーム等をして活用している様子があり、日常的に使われているというのが感じられました。

一方、北区のタブレット、少なくとも娘の使用ぶりだと、ほぼ使用することなくそのまま先日返却したため、Chromebook を全員に支給されるのはとても良いことだと思いますし、SNSでのいじめ等もちろん心配ですが、日常的に子どもが使いやすいように、制限ばかりではなく、楽しく学べ、日常的に使えるような仕組みも考えないといけないのではないかと、親として見ていて思いました。

結局、学校から支給されたのは、宿題のプリント代わりのドリルをやるだけのもののようにになると、活用しているとは言えないのではないかと考えています。このプリント等を見ても、品川区のGIGAの構想とは書き方が違っており、日常的に使ってもらうのを品川区では大事にしたいと示されていたため、北区でもぜひ考えていただけたらと思ったのですが、そういった話合いはあるのでしょうか。子どもが日常的に使いやすいための指導や、運用方法の検討、勉強会等がされてもいいのではないかと思いました。

【事務局】

まず、今年度の端末の貸出しの関係ですが、これはGIGAスクールが始まる前に、急遽の対応ということで、臨時休校等の事態に対応しようということで始めたところで、正直に申し上げると、セキュリティの関係、あるいは、フィルタリングの関係につきましては、十分な環境を整えて貸出しをしたということではございません。

この4月からは、GIGAスクール構想の端末に一斉に変わることです。今、ゲームというお話ございました。ゲームでも学習用、あるいは、学習用ではないゲームと様々あるわけで、一つにゲームだから良い、悪いという話には当然ないということではございます。

文科省は、やみくもに全て駄目という言い方ではなく、子どもたちに選別させる能力を育むことが重要だという言い方をしています。

ある程度軌道に乗ってくると、子どもたちに選別する能力が備わってくると思いますが、スタート当時からできないため、一定のフィルタリングソフト、セキュリティソフトを入れ、学習用のアプリしか見られない、あるいは、YouTubeにはいろいろな動画

がございますが、一定のものしか見られないような仕掛けをさせていただくことにしています。

どのようなソフトを使っていくか、どのようなページを見られるようにしていくかについては、教員の先生方と教育委員会が一緒になって会議を重ね、順次決めています。

新年度に入りましたら、引き続き会議を進め、その一方で、今ご意見もございました、子どもたちの意見や保護者の意見を十分酌みながら、子どもたちが考えて選別できるように、将来的にはつなげていきたいと考えているところです。

【委員】

ありがとうございます。

子どもに選別はなかなか難しいので、先生方に良いものを推奨していただいて、一覧で北区から示されて、先生がそれを見て子どもに推奨していただく形がいいのではないかなと思います。

品川区だと、実際に無料でインストールできるアプリで、良いものを一覧で載せているので、それを基に恐らく、先生が子どもたちに案内しているのだと思います。それをせず子どもが勝手に選ぶというのだと、恐らく良いアプリは選べないのではないかと思います。

ありがとうございました。

【事務局】

若干、説明が至らない部分ございましたが、ソフトやアプリケーションはいろんな種類があり、連絡帳のソフトや学習のソフト等様々ございますが、一つには今年度も提供しているスタディーサプリ、これはプロの講師の授業を観ることができる動画形式のソフトを、来年度活用してもらおうといったところで提供する予定です。

たくさんの種類がございますけれども、これについては、先ほど申し上げた教員と区との会議体の中で既に選定をしているところですので、クオリティの高いものを安心して使っていただくような環境は整えていくという状況です。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

【委員】

私は、小学校と中学校になる子どもがいます。

このGIGAスクールの取組については、期待も不安も大きいと思っています。

期待が大きいところについての意見としては、今年度中にその運用方針策定とありますが、先生方や学校の教育委員会の皆様に、この新指導要領、学習指導要領の策定で、英語やプログラミング、ICTを活用した取組をどうやって行けば良いかという部分については、専門家の皆様にお任せしたいと思っていますが、いつ頃にどのぐらいイメージをされているかという点について見えづらく、今の報告資料だと、令和3年度中に運用方針を策

定すると、その後については未定ということだと思います。

今の小学生の何年生ぐらいが、どういうふうに、いつ頃、どういう状態にまでしたい等、どういう状態になっていけばいいというのが見えず、少し不安ではあります。

期待が大きいところは、とは言いつつもやってみないと分からないところもあるのでお任せしつつ、不安なところは、先ほどSNSでのいじめ等、悪口等といった部分に関しては、これまでであるとすれば学校内で起きていたことが、これから端末の中で起きてしまうとなると、家庭でもどこまで親が関わればいいのか分かりません。小学生と中学生では違ってくると思いますが、親がタブレット端末にどう関わっていくのか、親も先生も子どもも一緒になってやっていかなくはないかと思っていますが、このプロジェクトチームには、恐らく先生方と教育委員会の方しかおらず、保護者はあまり情報がなく、令和2年度にプロジェクトチームが始まり、アンケートがようやく令和3年になってということで、大変だとは思いますが、スピード感がないとも感じています。

保護者も可能であればうまく巻き込んでもらい、PTAを活用するでもいいと思いますし、委員がおっしゃられていたような、今、自分の家ではこういうことが起きていて、こういうことはできないのかという意見も恐らくかなりあると思います。そういったところをプロジェクトチームの方に聞いていただいて、パイロットモデルで、どこかの学校から少しずつやる、週に1回はオンラインで授業を強制的にやる等、試行錯誤しながら、やりながら変えていきつつというのを期待しています。

できれば、保護者や、学校との連絡対応、行事のお知らせや、緊急時の変更のお知らせ等、附随的に活用できますし、先生方の働き方改革や、仕事の量も減らせるのであれば、それもいいと思いますし、すごく可能性を秘めた事業だと思いますので、ぜひ、先生と教育委員会だけで進めるのではじゃなくて、保護者もうまく巻き込んでもらいたいというのが私の個人的な意見であり、PTAとしての意見です。

【事務局】

ありがとうございます。幾つか貴重なキーワードと申しますか、働き方改革や、保護者の意見等、様々頂いたところです。

まず、スケジュールの関係で申しますと、GIGAスクール構想も急に1人1台端末配備しろという話が持ち上がり、予算がない中で2万台ちょっとの端末を確保し、また一方で、一定の今後の取組について、学校とも協議しながら方角を決めてきたところです。

具体的なものについては、これからの検討になるわけですが、保護者の意見ということで申しますと、今回お手元にご用意できなかったのですが、保護者アンケートというような形で、分厚めの冊子でまとめています。保護者の意見を十分酌み取りながら、今後進めていきたいなと思っておるところです。

大卒の今後のスケジュールをお話ししますと、家庭での連絡の電子化、これは学びポケットというソフトウェアを使うのですが、家庭からの欠席連絡や、家庭への連絡、各種お便り等につきましては、7月までに実用化に取り組むように、これを目標にしながら今は進めていきたいと考えております。

ドリル、家庭学習教材の電子化についても、7月までに授業や家庭学習等で活用するといったところ、目安としては週1回以上という目標を立てていますが、この大卒は全校一

律の目標です。多少、学校によって温度差はあろうかと思いますが、こういった目標を設定しながら進めていくということを、学校には通知をしているといった状況です。

家庭での活用については、過日、リーフレットという形でご案内をさせていただいたところで、イラスト入りの分かりやすい、簡単な資料を保護者の方には提供していますが、学習端末に入ったときの1日の流れ、お家に持って帰る、あるいは、ご家庭で充電してということ等を記載しております。また、家庭での使用ルール作りにご協力くださいというご案内もさせていただき、保護者の見える場所、見える範囲での使用が望ましいということをご案内させていただいております。

それから、いろんな家庭の事情があろうかとは思いますが、平日の活用する時間帯、あるいは、休日の時間帯等もお子さんと話し合っただけで家庭のルールについても作っていただきたいというお願いをしているところです。

いずれにしても、GIGAスクール1人1台端末、これは学校、保護者、教育委員会もそうですが、三位一体となって取り組みませんと、成功しないと考えています。引き続き、保護者の意見も十分に酌み取りながら進めていきたいと考えているところです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【委員】

私からは、A4の紙の2ページ目の(5)に効果測定とある部分についてお伺いしたいのですが、このGIGAスクールは、どんな効果を狙って実施されるのか、どういう目標値になってくるのか、どういう測定方法になるのかとか、もしも分かっているようでしたら、教えていただけますでしょうか。

【事務局】

いろんな教育施策に共通する部分で、アウトカム指標や、アウトプット指標ということもよく言われるわけですが、これを突き詰めると、どれだけの学習の成果が出てくるかというところが、家庭の望むところですし、大きなところだと思っています。

利用頻度や、目標も大事ではありますが、一定の成果が分かるような、酌み取れるような形で、効果というものを導き出したいと思っています。

例えば、スタディサプリで申しますと、学習の成果が一人ひとりの児童・生徒別に、利用頻度や効果がすぐに分かるという仕組みになっています。こういったものを活用しながら、子どもたちの学びや成長を発展するような形で進めたいと考えています。

【委員】

きっと、このGIGA構想については、狙いがかなりいろんな観点からの目指す部分というのがあるのではないかなと思うのです。ですので、学習の知識というだけではないように思います。

特に、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらと、こういう文言も入ってきていますので、この協働できる、協働してこそその学びというのは、

どう評価するのかとか、未開拓な部分に入ってきているところなので、この効果測定の仕方というのは、これからまた全国的にも研究が進んでいくのだと思いますが、あまり単純な点数みたいなどころではない、発展性のある効果測定ができていのかと思います。

【事務局】

今の点についてお答えします。

これから導入される学習用の端末には、子どもたちが協働的な学びをする、つまり、コラボレーションして一つの書類を作り上げたり、それぞれの考え方のメッセージを送り合ったりという機能もございます。

こういった協働的な学びをすることによって、子どもたちの情報活用能力やコミュニケーション能力が上がることも期待するところです。

これについて、どのくらいコミュニケーションが活発になったかという評価の仕方、指標については難しいところがありまして、今すぐ考えつくところであれば、やっぱり、児童・生徒へのアンケートをして、友達の考えから自分の学びが深まったかどうかというような意識調査をすることで、測定していきたいと思っています。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

これからオンライン授業が進められていくのではないかと思います。そこで気になるのは、やはり教室で授業をすれば、先生方が特に目を掛けてあげているお子さんたちのケアは、オンラインではできなくなると思うのです。この辺りの困難をどのように乗り越えていくか、ここがやはり子どもの貧困という観点から、非常に重要なポイントになってくるのかなと思います。ですので、これはまだ答えが見えない領域だと思いますが、ぜひ、ご検討をいただければなと思っています。

【事務局】

ご指摘・ご意見のとおり、いわゆる、リアルタイムのオンライン授業というのですか、こういったことにつきましては、様々な課題があると思っていますので、今後の実践の中で研究を進めてまいりたいと思っています。

【会長】

ありがとうございました。

恐らく、GIGA構想については皆さんの関心も高く、たくさんの議論があると思いますが、どうしても意見、質問という方はいますか。よろしければ次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして（3）、よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、資料2-3、知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について、ポ

イントを絞ってご報告をします。

資料の3の経過です。

区立小・中学校に開設をしています知的障害特別支援学級の在籍児童生徒数が近年増加をしているということ、また、学級を設置していない地区があることから、平成30年度に「小・中学校における特別支援学級設置方針」を策定いたしまして、令和2年4月には滝野川第五小に開設をいたしました。今年度の4月には、堀船中に学級を開設する準備を進めているところですが、今後も、児童・生徒が増加することが想定されることから、今年度は庁内検討委員会を設置をしまして、現状と課題を分析をいたしました。対象生徒数の将来推計も行った上で、地域偏在にも対応できるよう、検討結果を取りまとめたものです。

4番の主な内容の(1)ですが、これは別紙の資料の2-3、別紙資料の一番最後ページ、15ページの地図も併せてご覧ください。

中学校の知的障害特別支援学級設置校をお示し、堀船中も含めると、お示しの6校ございますが、地図の右下の部分ですが、田端や東田端にお住まいの方に関しましては、これは設置校から半径1.5キロで円を描いていますが、東田端が1.5キロ圏内には設置校がないということで、いわゆる空白地域ということが確認できましたので、飛鳥中での学級開設について、今後、検討しているものです。

資料2-3にお戻りをいただきまして、(2)ですが、今後の知的障害特別支援学級の設置方針ということで、設置校1校あたりの受入れ可能人数を、原則として4学級32人までとすること。

次に、裏面におめくりをいただきまして、当面の知的障害特別支援学級入級希望者の増加に対しましては、原則として設置校の既存の学級スペース内での学級増設で対応する。

③実際の入級希望者数が設置校の受入れ可能人数を超える場合は、保護者との話し合いにより別の設置校をご案内いたしまして、④番では、この状況ですとか、毎年度の推計結果の見直しによりまして、入級希望者数が設置校の受入れ可能人数を超えることが複数年続くと見込まれる場合につきましては、未設置校への学級開設を検討するとしています。

なお、別紙資料の報告書につきましては、後ほどご高覧ください。

雑駁ですが、説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、また資料などをお読みいただき、ご意見等がありましたら、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それでは、続けて(4)と(5)を事務局からお願いいたします。

【事務局】

35人学級への対応についてご報告いたします。

それでは、資料2-4をご覧ください。

1番、要旨です。小学校の学級児童数の標準に関する法律、いわゆる、義務教育標準法

の改正により、令和7年度までに小学校の全学年の学級児童数の上限が35人となることが見込まれています。この場合の各学校の普通教室の確保等に向けた、今後の取組についてご報告いたします。

2番、経過です。近年の年少人口増加を踏まえ、北区の人口推計等に基づく東京都北区教育委員会の権限に属する事務のあり方検討委員会、通称「人口検」において、関係部課が横断的に情報の共有・分析を行い、児童生徒数の情報を共有し、教育及び子育て環境などについて検討を行っているところです。

続いて、3番、現状及び課題です。児童生徒数の増加傾向には、北区全体で見渡してみましても、地域的な偏りがございまして、一部の小学校ではさらなる教室確保の取組が必要となると見込まれています。

また一方、依然として、小学校で各学年複数学級という適正規模を確保することが現時点で難しい小学校も見受けられています。

中学校においては、早急な対策をする学校は現在見込まれていませんので、引き続き生徒数の動向等を注視してもらいたいと思います。

4番、昨年度に対応策の具体化を図ることとした学校の状況です。①王子小学校から④田端小学校まで、こちらの資料にお示しの形で、かなり雑駁ではございますが、どちらの学校につきましても、各学校の状況を踏まえた対応を取っている、または、状況を注視している状況です。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。

5番、今年度の人口検による今後の対応です。(1)今年度対応策の具体化を図る学校として、①の谷端小学校、②の滝野川第四小学校とさせていただきます。

こちらにつきましては、どちらの小学校につきましても、今後、リノベーション事業、これはいわゆる大規模な改修工事という形になりますが、こちらの事業が予定されてございますので、この事業の中で対応を取っていきたいと考えているところです。

(2)対応策検討の要否について引き続き注視する学校、こちらにつきましては、現時点での推計が、ある程度、令和7年度までの教室の不足については見込まれてはいるんですけど、やはり、若干、児童数の増加等の状況を踏まえると、動向を注視していくべきと考えている学校です。

①から④についてお示しさせていただきます。③、④につきましては、地域状況等を踏まえて、2校同時といった形で考えました。

6番、その他の検討課題です。各学校の実情の把握に努め、意見調整を行いながら、教育、子育て環境の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

また、国や都の動向の把握に努め、よりきめ細やかな指導體制の検討に取り組んでいきたいと考えています。

【会長】

続きまして、(5)もお願いいたします。

【事務局】

資料2-5につきまして説明します。

私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減についてご報告いたします。

1、要旨です。

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化で、私立幼稚園等に通う園児保護者の負担軽減を実施いたしました。他区の状況や区内私立幼稚園の保育料などを踏まえ、さらなる経済的支援を実施するものです。

2番、補助の内容です。

(1) 従来型幼稚園です。私立幼稚園等におきましては、保育料の上乗せを行うとともに、保育料以外に発生する、施設維持管理費や冷暖房費等の毎年度徴収されるものにつきまして、補助対象者を拡充し、すべての園児を補助対象といたします。

別表の1をご覧ください。これまで2万7,500円であった処遇につきまして3万1,000円に、また2万8,100円から3万9,866円の処遇につきましては4万円に拡充するものです。

別表2です。こちらは、その他納付金の対象者の拡充をお示しした表ですので、ご確認いただければと思います。

(2) 新制度幼稚園です。

無償化において、全ての園児は無償となりましたが、今回、新制度幼稚園の教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるものにつきましては、保護者が毎年度徴収されるものにつきまして、月額2,500円を上限として、全園児を対象に補助を開始するものです。

3、今後の予定につきましては、お示しのとおりです。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

今は(4)と(5)を続けてご説明いただきましたけれども、委員の皆様、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。手を挙げている方はいるでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

続きまして、(6)を(7)をお願いいたします。

【事務局】

まず、資料2-6です。ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施についてご報告します。

1、要旨ですが、保護者の多様なニーズに応え、子育て負担や不安の軽減を図るため、東京都の制度を活用したベビーシッターによる一時預かり利用補助を本年4月より実施いたします。

2、利用要件等です。(1)利用対象者は、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者としています。対象児童は、5歳児までの未就学児とし、(4)児童一人当たり年144時間、多胎児の場合は年288時間を上限に、(5)1時間当たり2,500円、夜間帯の場合に

は3, 500円を上限に補助するものです。

3、周知ですが、3月20日号の北区ニュースとともに、北区ホームページで掲載し周知しています。

ご報告は以上です。

続きまして、資料2-7、病児・病後児保育の拡充について、引き続きご報告いたします。

1、要旨ですが、現在、北区では、東京都北医療センターで病児・病後児保育を、キッズタウン東十条保育園で病後児保育を実施していますが、さらなる拡充策として、にじいろ保育園志茂及び都立駒込病院の二つの施設で開始するものです。

2、事業概要ですが、(1)にじいろ保育園志茂につきましては、令和3年4月に志茂一丁目の新園舎に移設する予定でして、新園舎の施設内に病児・病後児保育室を設置いたします。

開始日は、令和3年10月を予定しており、以下、お示しのとおりです。

対象者や利用日時等、これまで北区で実施してきました病児・病後児保育施設と同様の利用条件となっています。

(2)都立駒込病院につきましては、病院内に開設する病児・病後児保育施設に北区民権を確保するもので、こちらも令和3年10月の開始を予定しています。

こちらにつきましては、対象者は生後4か月から小学3年生までとし、利用日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで、利用料金は3,000円、食事の提供はなしとなります。

裏面に移りまして、4、その他です。

ただいまご説明しました都立駒込病院で開始する病児・病後児保育施設につきましては、所在区である文京区との広域利用となり、利用条件は文京区と同一のものとしています。

また、都立施設を使用する上で、東京都との契約については文京区が一括して行い、北区は文京区と協定を締結した上で、文京区へ負担金を支払うこととなります。

一つ戻りまして、3、今後の予定はお示しのとおりです。

ご報告は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

皆様、よろしいでしょうか。ないようですね。

それでは、最後に全体を通して何かご質問、ご意見等がありましたら、ぜひとも、これだけは言っておきたいということがありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】

本日はありがとうございました。

まず1点、訂正としてお詫びをいたします。

会議冒頭に欠席と紹介してしまいました森健太郎委員ですが、オンラインにてご出席いただいております。大変失礼いたしました。

事務連絡3点です。

まず1点目、次回の会議ですが、今は詳細が未定ですが、5月下旬から6月上旬頃に一度開催をさせていただきたいと思っていますので、こちらスケジュールの詳細が決まりましたら、またお知らせいたします。

2点目ですが、今は第4期の任期が今年の7月31日までですが、4月になりまして、役職等の関係で任期途中で委員を交代される方もいらっしゃるかもしれません。その際、速やかに事務局までご連絡をお願いいたします。

3番目、冒頭に会長からもお話いただきましたけれども、初めてのオンライン会議の試みです。皆様からご意見がございましたら、事務局までご意見等をいただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

本日初めてのオンラインということで、勝手に違ってお疲れになった方もいるのではないのでしょうか。

事務局の皆さんも大変な準備をしていただいたと思いますが、ありがとうございました。

それでは、皆様、引き続き、感染防止に気をつけていただいて、大変お忙しい時期ですから、お体にご留意いただきたいと思います。

以上をもちまして、子ども・子育て会議を閉会といたします。

どうもありがとうございました。